

令和3年4月

一般社団法人 全国中小建設業協会 御中

東日本建設業保証株式会社

地域建設業経営強化融資制度に係る
公共工事金融保証事業の実施期間の延長について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社前払金保証事業につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、地域における災害対応やインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設業界を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

このため、国土交通省では、地域の中小・中堅建設企業の資金調達を支援するために創設した「地域建設業経営強化融資制度」の事業期間を令和7年度末まで5年間延長することとしました。

弊社においても、建設企業に対する施工資金の円滑な供給、信用補完に資するため、公共工事金融保証事業を継続することといたしました。

いささかなりとも建設業界のお役に立てればと存じますので、引き続きご支援くださいますようお願い申し上げます。

なお、当事業の概要につきましては、別添「公共工事金融保証のご案内」をご参照ください。

敬 具

～地域建設業経営強化融資制度～

公共工事金融保証のご案内



令和3年4月

 東日本建設業保証株式会社

建設企業の皆様へ

公共工事の前払金保証事業につきましては、平素よりご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

さて、国土交通省は、平成 20 年 11 月、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るために、「地域建設業経営強化融資制度」を創設し、現在までに、対象工事について「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」まで拡大する等の制度拡充を図りました。

当社では、事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資と併せて、当該工事の未完成部分に要する金融機関からの施工資金の貸付に係る債務の保証（公共工事金融保証事業）を引き続き実施しております。

皆様のお役に立てればと存じますので、ご利用をお待ちしております。

※「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」とは、電気事業、ガス事業、鉄道事業、電気通信事業、社会福祉事業、教育事業及び医療事業の用に供する施設その他の財団法人建設業振興基金が認めた施設に関する工事をいいます。
このような民間工事であれば、当社の公共工事金融保証事業における「公共工事」として金融保証をご利用いただける場合があります。（詳しくは当社営業部・支店にお問い合わせください。）

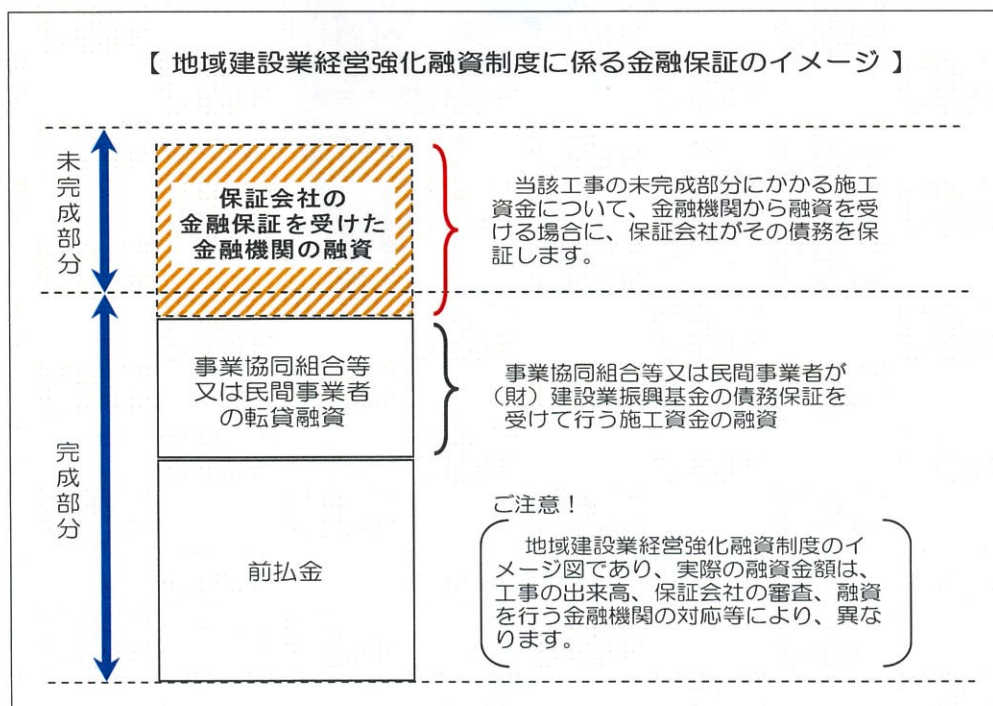
1. 公共工事金融保証事業とは

建設企業の皆様が、受注した公共工事の施工に必要な資金を金融機関から融資を受ける場合に、当社がその債務を保証するものです。

2. 対象となる工事

地域建設業経営強化融資制度の対象工事のうち、当社との間で前払金保証契約を締結し、事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資を受ける工事が対象となります。

当社は、当該工事の未完成部分に要する金融機関からの施工資金の貸付に対して債務保証をいたします。



3. お申込みの前に（お申込みの受付は、地域建設業経営強化融資制度の実施期間内です。）

金融保証をご利用いただくには、対象となる公共工事の施工について、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 当社との間に前払金保証契約を締結した工事であること。
- ② 出来高が2分の1以上であること。^{※1}
- ③ 低入札価格調査等の対象となった方が契約した工事でないこと。
- ④ 役務的保証を必要とする工事でないこと。
- ⑤ 事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資制度を利用予定であること。
- ⑥ 未完成部分に要する施工資金の融資について、別に定める金融機関^{※2}から（当社の金融保証を条件として）貸付の承諾が得られること。

^{※1} 「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」の場合、出来高が2分の1未満でもご利用できることがあります。

^{※2} 「別に定める金融機関」とは、当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関となります。

（詳しくは、当社営業部・支店にお問い合わせください。）

（注）本制度のご利用にあたっては、金融機関ならびに当社の審査があり、お客様のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 保証手続き

（1）保証申込書類

- ① 保証申込書 ② 借入金使途内訳明細書 ③ 貸付承諾書
- ④ 債権譲渡承諾依頼書・承諾書（写）及び債権譲渡契約証書（写）
- ⑤ 工事履行報告書（写）
- ⑥ 事業協同組合等又は民間事業者の融資額が確認できる書類
- ⑦ その他必要書類

（2）借入金の預託

借入金は、金融保証専用の普通預金口座に入金されます。

（3）保証料率

保証料率＝日歩3厘（＝年利換算 1.095% ※ 年365日として換算した場合）

保証料 ＝（借入金額×貸付実行日から償還日までの日数×0.00003）

ただし、保証契約の際には保証契約日から保証期限までの日数で算出した額を受け取り、借入金の償還後精算いたします。

（4）貸付利率（借入金に対する金利）

金融機関所定の利率となります。

（5）借入金の返済方法

事業協同組合等又は民間事業者と締結する債権譲渡契約証書の定めに従うことになります。

（6）その他

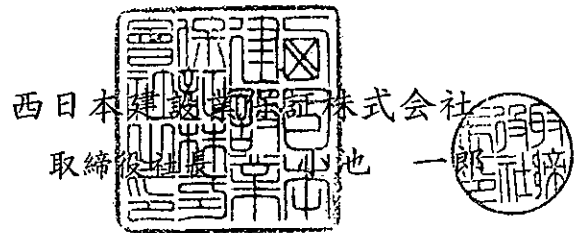
- ① 事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資を受ける際に、当社は、お客様と事業協同組合等又は民間事業者との間で取り交わした債権譲渡契約証書を確認後、お客様との連名で受益の意思表示をすることになります。
- ② 保証申込書等、当社に提出された書類に事実と異なる記載があると当社が認めた場合には、保証をお断りする場合があります。

西建保発第2号

令和3年4月

一般社団法人 全国中小建設業協会

会長 土志田 領司 殿



地域建設業経営強化融資制度に係る公共工事金融保証事業の
実施期間の延長について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は、公共工事前払金保証事業につきまして格別のご高配を賜り
厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省は、建設企業の資金調達の円滑化を図り、
もって地域の社会維持活動に寄与するため、「地域建設業経営強化融
資制度」を令和8年3月31日まで5年間延長することとしました。

弊社におきましても、同省からの要請を受け、建設企業の資金調達
の円滑化を推進するため、「公共工事金融保証事業」の実施期間を同
様に5年間延長することといたしました。

つきましては、貴団体の会員の皆様方への周知方よろしくお願い申
し上げます。

なお、本金融保証の内容につきましては、別添「公共工事金融保証
について（お知らせ）」をご参照いただきますようお願い申し上げま
す。

敬 具

地域建設業経営強化融資制度に係る

公共工事金融保証について（お知らせ）

 西日本建設業保証株式会社

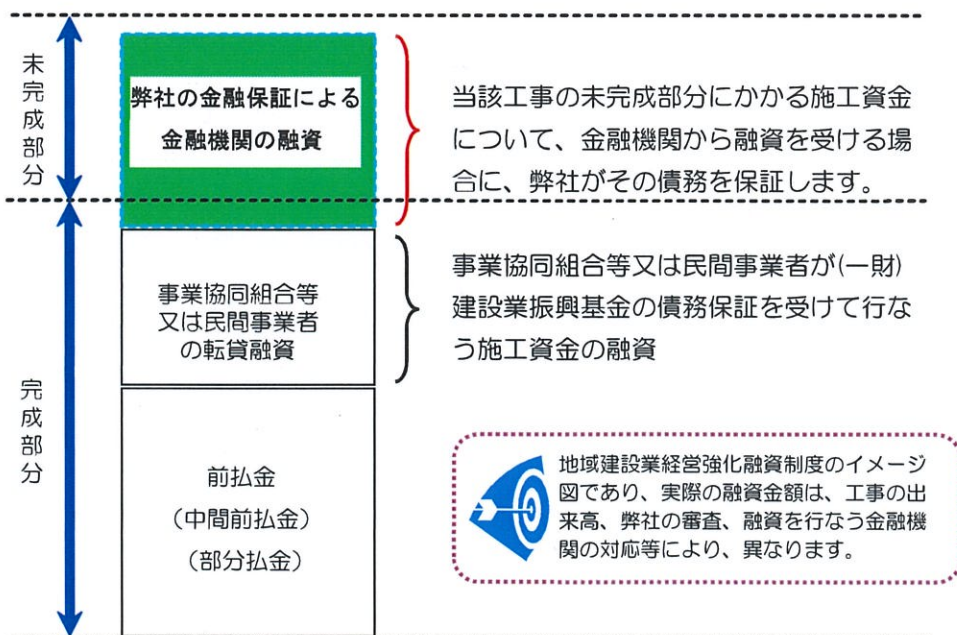
国土交通省では、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達円滑化のために創設した「**地域建設業経営強化融資制度**」を、令和8年3月31日まで延長する措置を講じました。

詳細については、下記のホームページをご参照下さい。

（一財）建設業振興基金・・・<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

- ・ 完成（出来高）部分に対しては、（一財）建設業振興基金の債務保証によって事業協同組合等又は一定の民間事業者が行う転貸融資を受けることができます。
- ・ 未完成部分に対しては、[弊社の債務保証（公共工事金融保証）](#)によって金融機関から融資を受けることができます。

【 地域建設業経営強化融資制度に係る公共工事金融保証のイメージ 】



詳細については、弊社の各支店にお問い合わせ下さい。
各支店の連絡先は、弊社ホームページにてご確認ください。

https://www.wjcs.net/info/hon_shiten.php